

市民参加実施予定シート

予 定
平成27年2月1日時点

担当課(指導課)

1 市民参加の手續 実施予定について

通称	総合的かつ効果的ないじめ対策に関する条例	市が考える市民等への影響	メリット ・いじめによる重大事案の発生を未然に防ぎ、児童生徒の安定した学習環境を整えることができる。 ・万一、重大事案が発生した場合も、市として条例に基づいた適切な対応をとることにより、児童生徒の安全を確保できる。
名称	いじめ防止対策推進条例		デメリット 特になし
概要	「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止対策推進条例」の趣旨を踏まえ、子どもたちが健やかに成長できる環境をつくるべく、積極的に効果的ないじめ防止のための市条例を制定する。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
複数実施	審議会等			パブリックコメント 昨今の状況から、学校関係者のみならず広く市民全体にとって関心の高い事柄であり、時間や場所に拘束されることなく広く市民から意見を求められること、また条例の素案を周知するのに有効であるため。 保護者へのアンケート 学校に直接関わる児童生徒をもつ保護者の意見を聴取するとともに理解を得るため。 また、アンケートにパブリックコメント実施について記載することで、パブリックコメントを広く保護者に周知することができるため。	
	パブリックコメント手続	H26 9/1 ~ 9/30	全市民等		特になし
	意見交換会				
	公聴会				
	政策提案制度				
その他	H26 9/8 ~ 9/19	小中学校保護者	保護者へのアンケート		

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成25年度		平成26年度												平成27年度	
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月
				← 条例案作成			パブリックコメント 学校へのアンケート	← 結果をもとに条例案完成		→ 議会提出					

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
市民参加の手法	平成27年2月1日	パブリックコメント手続の実施予定時期を変更			